

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ(平成28年度)

美里町教育委員会

美里町では、経済的理由などにより就学にお困りの方のために学用品費、給食費等の一部を援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。このお知らせは全員の方にお渡ししております。援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。この援助の対象となる方は、次の項目に該当する方です。

【援助を受けられる方】…申請には必ず該当理由を証明する書類の原本またはコピーを添付して下さい。
該当理由は下記項目いずれかひとつで構いません。

① 通常の就学援助

該当理由 (平成27年度または平成28年度において)	該当理由を証明する書類※1
生活保護を受けている	不要
生活保護が廃止された	不要
保護者の事業税、固定資産税が減免されている	減免通知書
世帯全員が住民税非課税又は減免されている	非課税証明書(世帯全員分)※2 等
世帯全員の国民年金保険料又は国民健康保険税が申請により減免又は徴収の猶予を受けた	国民年金保険料免除申請承認通知書 等
児童扶養手当を受けている ※特別児童扶養手当は対象となりません	児童扶養手当証書
生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書
失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所登録日雇労働者	日雇い労働被保険者手帳又は失業対策適格者手帳
その他経済的にお困りの方で教育長が特に援助の必要があると認めた方	教育長が必要と認めた書類

② 東日本大震災により被災し、経済的な理由により就学が困難な方

該当理由	該当理由を証明する書類等※1														
東日本大震災により、住家が全壊・大規模半壊・半壊と認定された方で、保護者の属する世帯の1年間の所得金額が基準金額以下であること <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>基 準 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯員 2人</td><td>2,290,000円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>2,640,000円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>2,860,000円</td></tr> <tr> <td>5人</td><td>3,070,000円</td></tr> <tr> <td>6人</td><td>3,250,000円</td></tr> <tr> <td>7人</td><td>3,410,000円</td></tr> </tbody> </table> ・世帯員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を加算する。 ・所得金額は、世帯の合計所得金額から、母子父子世帯や就学者のいる世帯、障害者がいる世帯などの特別控除額を控除して算出した金額をいいます。	区 分	基 準 金 額	世帯員 2人	2,290,000円	3人	2,640,000円	4人	2,860,000円	5人	3,070,000円	6人	3,250,000円	7人	3,410,000円	・所得証明書（収入金額、所得金額の記載のあるもの）（世帯全員分）※2 ・個人情報収集に関する同意書 ・罹災証明書
区 分	基 準 金 額														
世帯員 2人	2,290,000円														
3人	2,640,000円														
4人	2,860,000円														
5人	3,070,000円														
6人	3,250,000円														
7人	3,410,000円														
原子力災害により、帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域から避難されている方	被災証明書														

※1 該当理由を証明する書類は、申請時点で最新のものを提出して下さい。

※2 6月14日までに申請される方は「平成27年度」分を提出して下さい。

6月15日以降に申請される方は「平成28年度」分を提出して下さい。

(裏面へ続く)

[援助の内容]

学用品費、通学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費、通学費、学校給食費、医療費※

※う歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎など学校指定病のみ該当となります。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費、医療費のみの援助となります。

[支給方法等]

就学援助費（医療費を除く）は保護者の預金口座へ直接振り込みます。ただし、給食費、学級費等の未納がある場合は現金での支給となり未納額へ充当させていただきます。医療費については、直接受診された医療機関へ振り込みます。支給時期は原則年3回（7月・12月・3月）です。

[申請の方法]

就学援助の認定は年度ごとに行いますので、**前年度に認定を受けた方も、あらたに申請をしてください。申請書は、児童・生徒1人につき1枚必要ですので、ご注意ください。**

援助を希望される方は各学校に申請書を備えておりますので、申請書に必要な事項を記入のうえ、必要な証明書を添付して**各学校に提出してください。**なお申請に際し地区の民生児童委員の意見をお伺いする場合があります。

[申請の締め切り日]

平成28年5月13日(金)

以降の申請も受け付けますが、援助費は月割での支給となり減額となる場合がありますのでご注意ください。
ご不明な点がございましたら各学校または教育委員会(TEL:58-0500)までお問い合わせ下さい。